

(証券コード 6247)
2021年6月4日

株 主 各 位

大阪市北区曽根崎二丁目12番7号

株式会社 **日 阪 製 作 所**

代表取締役社長 社長執行役員 竹 下 好 和

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区角田町8番1号
梅田阪急ビルオフィスタワー26階 貸会議室
※会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hisaka.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症に対するご協力をお願い

1. ご来場について
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当日のご来場は可能な限り控えていただきますようお願い申し上げます。
2. 事前の議決権行使について
当日のご出席に代えて「議決権行使書による議決権の行使」が可能です。
事前の議決権行使を是非ご利用いただきますようお願い申し上げます。
3. 当日のご出席について
 - ・株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願い申し上げます。
 - ・来場の株主様の中で体調がすぐれないとお見受けした方には、他の株主様の健康、議事の円滑且つ平穏な進行の観点から、ご入場をお断りいただくことがございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
 - ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性がございます。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。
4. お土産の配布について
 - ・ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.hisaka.co.jp/>

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会・経済活動が停滞したため、当連結会計年度における世界経済及び国内経済は厳しい状況で推移しました。中国経済の持ち直しや各国の政策により、回復の兆しがあるものの、感染再拡大の影響から、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社グループの事業領域においても、医薬機器などの一部の業界で需要が拡大したものの、多くの業界で設備投資の抑制に伴う計画案件の規模縮小、延期及び中止が発生するなど、弱含みで推移しました。

当社グループにおきましては、2020年4月に開始した新中期経営計画「G-20」の方針に基づき、コロナ後の社会像も見据えた「新たな価値の創造」に向け、オンラインツールを活用した非対面営業の強化など「新たな取り組み」で各種経営施策を進めています。

このような環境の中、当連結会計年度における当社グループの受注高は、多くの事業分野で景気悪化の影響を受けたことにより、前年度に比べ11.9%減少し28,165百万円となりました。売上高は受注の低迷や大口案件の減少などにより、前年度に比べ12.5%減少し28,437百万円となりました。

利益面では、経費削減に努めましたが、売上が減少したことに加え鴻池事業所の大規模修繕費用を計上したことなどにより、営業利益は前年度に比べ38.0%減少し1,409百万円となり、経常利益は前年度に比べ31.4%減少し1,765百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に特別利益として負ののれん発生益を計上していたことなどにより、前年度に比べ41.7%減少し1,212百万円となりました。

なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用しています。詳細は「連結注記表」をご参照ください。また、当連結会計年度より、報告セグメントを変更いたしました。従来「その他事業」に含めていた子会社事業を事業内容に応じて「熱交換器事業」、「プロセスエンジニアリング事業」、「バルブ事業」の3つの主要セグメントに振り分けています。

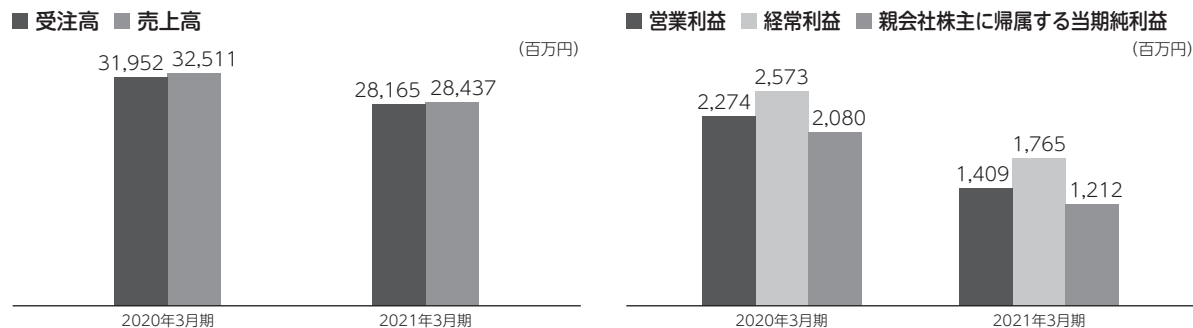
招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



セグメント別の経営成績は次のとおりです。(以下の前年度比については、前年度の数値を変更後の新セグメントに組み替えて表示しています。)

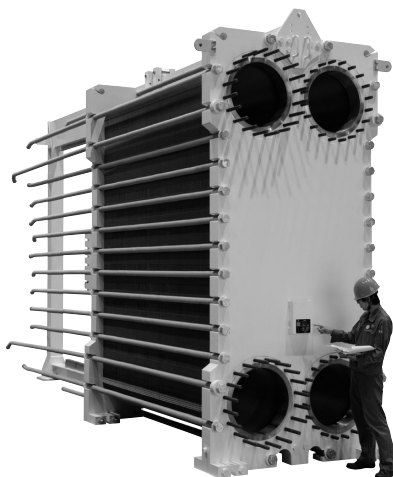
『熱交換器事業』

熱交換器事業は様々な産業で不可欠となる、流体の加熱・冷却を行うプレート式熱交換器などを製造・販売する事業です。

受注高は、前年度に比べ15.9%減少し10,405百万円となりました。船舶の新造案件が大きく減少したことに加え、電力や産業機械関連向けが低調となったことなどにより減少となりました。

売上高は、前年度に比べ6.2%減少し11,298百万円となりました。化学や医薬品向けを中心にメンテナンス需要が好調に推移しましたが、電力や産業機械関連向けが低調となったことなどにより減収となりました。

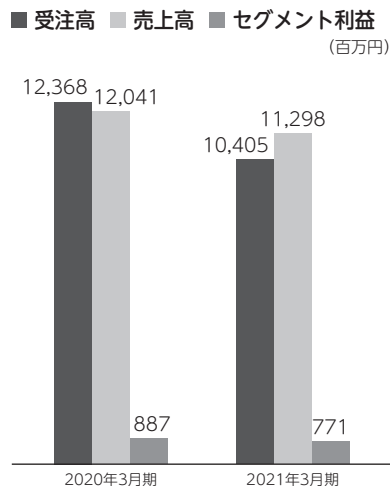
セグメント利益は、前年度に比べ13.1%減少し771百万円となりました。



プレート式熱交換器
(PHE)



ブレージングプレート式
熱交換器 (BHE)



『プロセスエンジニアリング事業』

プロセスエンジニアリング事業は、レトルト食品などの調理殺菌装置、医薬品の滅菌装置や培養装置及び繊維製品の染色仕上機器などを製造・販売する事業です。

受注高は、前年度に比べ11.2%減少し13,307百万円となりました。新型コロナウイルスワクチンなどの培養プラントをはじめとする医薬機器が好調に推移しましたが、食品機器及び染色仕上機器の引き合いが大きく落ち込み、減少となりました。

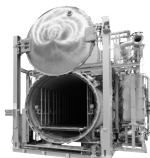
売上高は、前年度に比べ17.9%減少し13,100百万円となりました。医薬機器でプラント案件などがありました。食品機器において大型案件の反動減があったほか、国内の染色仕上機器が低調となったことにより、減収となりました。

セグメント利益は、前年度に比べ51.9%減少し469百万円となりました。



熱水スプレー式レトルト殺菌装置
(RCS：高温高圧調理殺菌装置)

熱水スプレー式滅菌装置
(GPS：高温高圧医薬滅菌装置)

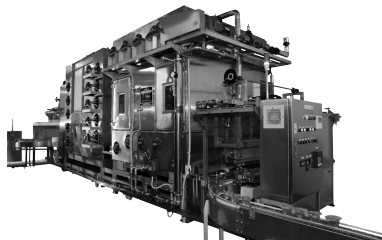


液流染色機
サーキュラーCUT-ZR

ダイヤフラムバルブ
(マイクロゼロ株式会社)

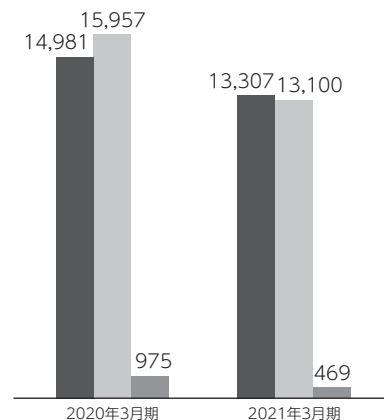


多機能高せん断真空ミキサー
(乳化機)
m-Highest V
(小松川化工機株式会社)



全自動バケット式
蒸気熱殺菌冷却装置
リフト・スチーマー・Z
(旭工業株式会社)

■ 受注高 ■ 売上高 ■ セグメント利益
(百万円)



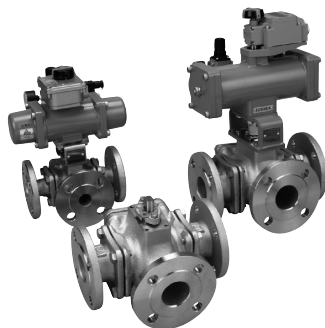
『バルブ事業』

バルブ事業は、様々な流体の制御に使われるボールバルブなどを製造・販売する事業です。

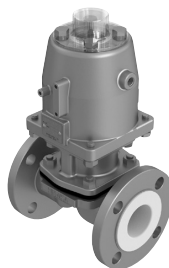
受注高は、前年度に比べ3.7%減少し4,358百万円となりました。化学業界向けなどの大口案件を受注しましたが、鉄鋼業界をはじめとした様々な業界における設備投資減速の影響により、減少しました。

売上高は、前年度に比べ11.0%減少し3,945百万円となりました。化学業界や鉄鋼業界などの需要停滞を背景に、短納期対応の小口案件が減少し、減収となりました。

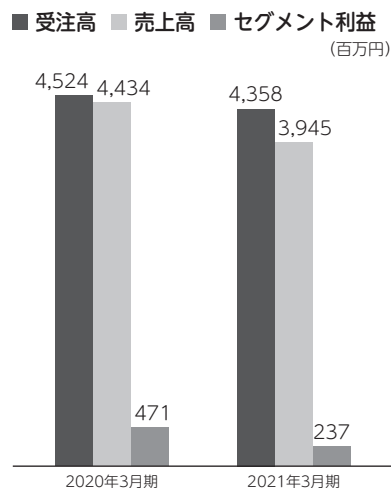
セグメント利益は、前年度に比べ49.6%減少し237百万円となりました。



汎用三方ボールバルブ



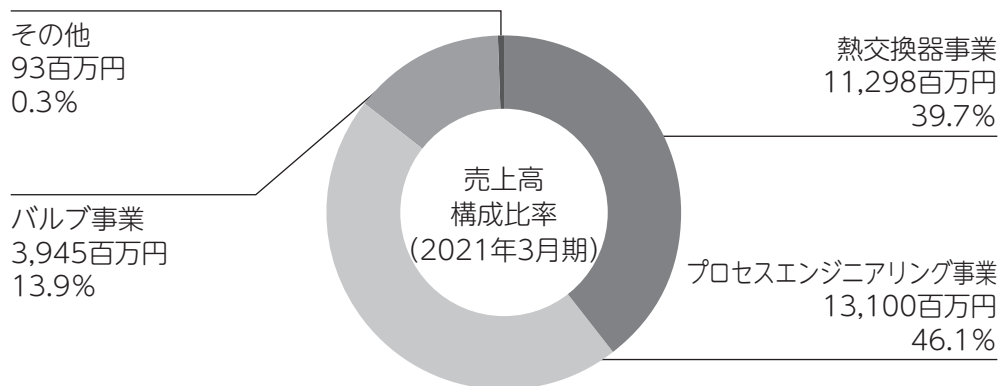
ダイヤフラムバルブ



『セグメント別業績』

(単位：百万円／(%) 前年度比増減率)

	熱交換器事業	プロセスエンジニアリング事業	バルブ事業	その他
受注高	10,405(△15.9%)	13,307(△11.2%)	4,358(△3.7%)	93(19.8%)
売上高	11,298(△6.2%)	13,100(△17.9%)	3,945(△11.0%)	93(19.8%)
セグメント利益	771(△13.1%)	469(△51.9%)	237(△49.6%)	66(54.6%)



(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、発電事業等があります。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました当社グループの設備投資の総額は1,424百万円であります。

その主なものは、熱交換器事業におけるソフトウェア、プロセスエンジニアリング事業・バルブ事業における機械設備、生駒事業所の造成工事であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金及び設備資金は、自己資金で充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 89 期 (2018年3月期)	第 90 期 (2019年3月期)	第 91 期 (2020年3月期)	第 92 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
受 注 高(百万円)	28,914	30,669	31,952	28,165
売 上 高(百万円)	26,891	30,939	32,511	28,437
経 常 利 益(百万円)	1,963	2,337	2,573	1,765
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,927	1,596	2,080	1,212
1株当たり当期純利益 (円)	64.56	53.48	73.39	43.14
総 資 産(百万円)	60,275	63,041	60,566	65,200
純 資 産(百万円)	51,014	51,691	50,831	53,335
1株当たり純資産額 (円)	1,708.71	1,731.40	1,804.13	1,893.12

- (注) 1. 記載金額の内、百万円を単位として記載しているものは、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式数控除後）により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第90期の期首から適用しており、第89期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
4. 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 89 期 (2018年3月期)	第 90 期 (2019年3月期)	第 91 期 (2020年3月期)	第 92 期 (当事業年度) (2021年3月期)
受 注 高(百万円)	26,655	28,474	27,946	23,883
売 上 高(百万円)	25,102	28,334	28,820	24,685
経 常 利 益(百万円)	1,879	2,174	2,464	1,401
当 期 純 利 益(百万円)	1,846	1,496	1,726	935
1 株当たり当期純利益 (円)	61.83	50.14	60.90	33.30
総 資 産(百万円)	59,841	62,014	58,395	61,573
純 資 産(百万円)	50,948	51,323	50,255	52,116
1 株当たり純資産額 (円)	1,706.51	1,719.06	1,788.16	1,854.40

- (注) 1. 記載金額の内、百万円を単位として記載しているものは、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式数控除後）により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第90期の期首から適用しており、第89期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
4. 当事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主 要 な 事 業 内 容
マイクゼロ株式会社	99,000千円	100.00%	サンタリー機器製造販売及びエンジニアリング事業
HISAKAWORKS S.E.A. SDN. BHD.	65,000千MYR	100.00%	熱交換器製造販売及びサービス事業
HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.	50千SGD	100.00% (※)	熱交換器製造販売及びサービス事業
日阪(中国)機械科技有限公司	1,100,000千円	100.00%	熱交換器、バルブ、食品・医薬殺菌滅菌装置、濃縮装置、染色仕上機器製造販売
旭工業株式会社	10,000千円	100.00%	食品製造及びファクトリーオートメーションに係る機械の製造販売
小松川化工機株式会社	100,000千円	94.59%	食品・化学機械装置、バイオ・医薬機器装置等の製造販売及びプラントエンジニアリング事業
株式会社オートマチック・システムリサーチ	27,000千円	63.06% (※)	電子計測機器等の製造販売及びソフトウェア開発

(注) 1. 当社出資比率欄の(※)は、間接保有を含んでおります。

2. その他非連結子会社として以下の4社があります。

i. HISAKA WORKS (THAILAND) CO.,LTD.(資本金6,000千THB：当社出資割合49.00%(間接出資含む))

なお、同社を持分法適用の範囲に含めております。

ii. PT. HISAKA WORKS INDONESIA(資本金3,999,900千IDR：当社出資割合50.00%(間接出資含む))

なお、同社を持分法適用の範囲に含めております。

iii. HISAKA MIDDLE EAST CO.,LTD. (資本金1,660千SAR：当社出資割合75.00%)

iv. HISAKA KOREA CO.,LTD. (資本金300,000千KRW：当社出資割合100.00%)

③その他

技術提携契約の主なものは、次のとおりであります。

提 携 先	内 容
DUPLEIX LIQUID METERS LTD. (南アフリカ)	ボールバルブに関する技術供与、情報の相互交換と製造販売
NOSEDA S.R.L. (イタリア)	染色機の情報の相互交換と製造販売
株式会社進和(愛知県名古屋)及び 煙台進和接合技術有限公司(中国)	ブレージングプレート式熱交換器の製造技術の供与
ARSOPI-THERMAL, Equipamentos Termicos, S.A. (ポルトガル)	プレート式熱交換器の情報提供と製造販売

(注) 1. 当社は、煙台進和接合技術有限公司に対し13.04%の出資を行っております。

2. 当社は、ARSOPI-THERMAL, Equipamentos Termicos, S.A.に対し15.00%の出資を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、3年毎に中期経営計画を策定し事業戦略を推進しております。

中期経営計画「G-20」

i. 10年後（2029年度）ビジョン（2019年度策定）

「流体の熱と圧力の制御技術をより高く・より広く・より深く追及し、
社会課題の解決に貢献できる社員集団を実現する」

連結売上高：500億円 連結営業利益：50億円（10.0%）

- コア技術を、より高く、より広く、より深く追及し様々な社会課題の解決に貢献する社員集団が実現できている。
- CSR活動を通じたコーポレートガバナンス体制のより一層の強化が図れている。
- 競争力・収益力の向上を図り、長期的な企業価値の増大に向けた企業経営の仕組みが構築できている。

ii. 中期経営計画「G-20」の概要

2020年4月に開始した中期経営計画（2020年度～2022年度）の名称は、「G-17」に引き続き「Growth」「Global」「Governance」「Goal」の頭文字を取り「G-20」といたしました。

「G-20」は「G-17」で築いた事業基盤を礎に「結果を出すための仕組みづくり」の期間として「激しく変化する世界と社会課題」に対する施策を実行してまいります。日阪グループが一体となり、より確実に迅速な事業運営が可能となるよう、変化に対応できる組織体制の構築やコーポレートガバナンス体制のより一層の強化を図り、次のゴールを目指してまいります。

中期経営計画「G-20」の概要は次のとおりであります。

a) 「G-20」中期ビジョン

中期ビジョン

一人ひとりの挑戦で、
事業の発展と共に活力のある社員集団を実現する

スローガン

新たな取り組みで新たな価値を創造し、
圧倒的な存在感No.1企業を全員で実現しよう！

b) CSR-SDGsビジョン

中期経営計画の遂行にあたりSDGsを取り入れた企業経営により、日阪グループが持つ総合力で社会課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

①日阪グループの保有技術を活用したソリューションの提供により、顧客の課題及び社会課題が解決できる



②多様性（働き方、性別・国籍・障がい等を含む個性）を活かし、みんなが健康で活躍できる



③災害対応力の強い会社になる



④MOTTAINAI活動（Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再資源化する）でCO₂排出量削減ができる



⑤ガバナンス向上による成長と健全かつ適正な業務運営（コンプライアンス経営）ができる



⑥パートナーシップによる社会課題解決ソリューションの提供ができる



c) 連結業績目標

(単位：百万円)

	「G-17」 2020年 3月期 実績	「G-20」				増減率※
		2021年 3月期 実績	2022年3月期		2023年 3月期 計画	
			当初計画	修正計画		
受注高	31,952	28,165	34,000	31,500	35,000	9.5%
売上高	32,511	28,437	33,000	31,000	34,000	4.6%
営業利益	2,274	1,409	2,300	1,700	2,720	19.6%
営業利益率	7.0%	5.0%	7.0%	5.5%	8.0%	+1.0pt
経常利益	2,573	1,765	2,500	1,900	2,920	13.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	2,080	1,212	1,700	1,320	2,000	△3.9%
ROE	4.1%	2.3%	3.3%	2.5%	3.8%	△0.3pt

※：増減率は「G-17」2020年3月期と「G-20」2023年3月期の比較です。

注：2022年3月期の計画につきましては新型コロナウイルスの影響により修正しております。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、プレート式熱交換器(PHE)、ブレイジングプレート式熱交換器(BHE)、レトルト調理殺菌装置、無菌米飯製造プラント、サニタリーバルブ、全自動連続殺菌冷却装置、食品・化学機械装置、医療用滅菌装置、バイオ・医薬機器装置、電子計測機器、高温高压染色機、超臨界技術利用装置、ボールバルブ等の製造販売及びエンジニアリング事業を主な事業としております。

セグメント毎の主な製品は次のとおりであります。

区 分	製 品 内 容
熱 交 換 器 事 業	プレート式熱交換器(化学・造船・食品・空調・発電設備用・超大型集中冷却システム用・スラリー用異間隙・汎用型等)、溶接シール型PHE、プレート式コンデンサー、大容量加湿器、その他熱回収装置、ブレイジングプレート式熱交換器(冷凍機用蒸発・凝縮器、集合住宅用給湯器等)、吸収式冷温水器用大型BHE、スチーム専用BHE、全溶接型プレート式熱交換器等
プロセスエンジニアリング 事業	<p>【食品機器】</p> <p>レトルト調理殺菌装置、短時間調理殺菌装置、連続濃縮浸漬装置、真空ベルト乾燥機、真空冷却装置、その他殺菌・滅菌装置用FAシステム、無菌米飯製造プラント、プレート式・チューブ式液体連続殺菌装置、スピンジェクション式・インジェクション式液体連続殺菌装置、食品専用PHE、各種エキス用抽出・濃縮・殺菌・乾燥プラント、液体・乳業向けサニタリーバルブ、導電率センサー、プラント施工、全自動連続殺菌冷却装置、食品・化学機械装置、電子計測機器等</p>
	<p>【医薬機器】</p> <p>医療用滅菌装置、抽出・調合・グローバル濃縮・滅菌・乾燥装置、医薬用ピュアスチーム発生装置、調剤設備、バイオハザード用滅菌装置、医薬向けサニタリーバルブ、導電率センサー、バイオ・医薬機器装置、電子計測機器等</p> <p>【染色仕上機器】</p> <p>高温高压液流染色機、高温高压糸染・乾燥装置、常圧液流染色機、超低浴比気流式染色加工機、不織布用拡布染色機、多目的(風合出し)特殊加工機、衛生材料用殺菌晒加工機、オゾン漂白加工機、真空加压含浸装置、高温湿熱(形態安定)処理装置、超臨界技術利用装置、その他省力化FA染色工場設備等</p>
バ ル ブ 事 業	ボールバルブ(標準型、三方型、自動型、高温高压用メタルタッチ、ジャケット型、タンク底型、ポケットレス型、エフレス型、バンパー型、デュアックス型(摺動しない)、超低温用、耐スラリー用、切り出し用等)、ダイヤフラムバルブ、シールドバルブ等

(6) **主要な営業所及び工場** (2021年3月31日現在)

① **当社**

本店：大阪市北区
東京支店：東京都中央区
名古屋支店：名古屋市中区
九州支店：福岡市博多区
北九州支店：北九州市小倉北区
鴻池事業所：大阪府東大阪市
青梅事業所：東京都青梅市

② **主要な子会社の事業所**

マイクロゼロ株式会社：東京都立川市
旭工業株式会社：東京都青梅市
小松川化工機株式会社：東京都千代田区
株式会社オートマチック・システムリサーチ：埼玉県三郷市
HISAKAWORKS S.E.A. SDN. BHD.：マレーシア
HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.：シンガポール
日阪（中国）機械科技有限公司：中国

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
熱交換器事業	322名	16名増
プロセスエンジニアリング事業	398名	8名減
バルブ事業	99名	1名増
その他	—	—
全社(共通)	106名	10名増
合計	925名	19名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 当連結会計年度より、従来「その他事業」に含めていた子会社事業を事業内容に応じて「熱交換器事業」、「プロセスエンジニアリング事業」、「バルブ事業」の3つの主要セグメントに振り分けており、前連結会計年度末比増減は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
639名(19名増)	39.3歳	14.8年

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数の増加は、対前事業年度末比であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入金の金額に重要性が無いため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 129,020,000株
- ②発行済株式の総数 32,732,800株
- ③株主数 3,453名
- ④大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,051,500株	7.29%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,651,700株	5.87%
日 鉄 ス テ ン レ ス 株 式 会 社	1,400,000株	4.98%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	960,770株	3.41%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	912,640株	3.24%
因 幡 電 機 産 業 株 式 会 社	910,802株	3.24%
株 式 会 社 タ ク マ	642,000株	2.28%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	612,640株	2.17%
日 阪 製 作 所 協 力 業 者 持 株 会	595,886株	2.12%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	593,710株	2.11%

- (注) 1. 持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式数 (4,628,687株) を控除して算出しております。
 3. 自己株式は、大株主からは除外しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	竹 下 好 和	
取締役専務執行役員	井 上 哲 也	CSR・営業・海外事業担当兼東京支店管掌 (重要な兼職) 日阪(中国)機械科技有限公司董事長
取締役常務執行役員	太 田 光 治	技術開発担当兼鴻池事業所所長
取締役常務執行役員	飯 塚 正 志	経営企画担当
取締役常務執行役員	船 越 俊 之	人事総務担当
取 締 役	水 元 公 二	(重要な兼職) 東洋電機製造株式会社取締役(社外)
取 締 役	角 野 佑 子	弁護士
常 勤 監 査 役	中 道 貢	
監 査 役	仲 井 晃	弁護士
監 査 役	藤 田 典 之	税理士 (重要な兼職) 藤田典之税理士事務所代表、株式会社マックブ レーン代表取締役社長

- (注) 1. 取締役水元公二氏及び角野佑子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役仲井晃氏及び藤田典之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役藤田典之氏は、長きにわたる税務行政経験及び税理士の資格を有しており、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- ①2020年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、取締役足立昭仁氏、宇佐美俊哉氏、監査役三浦博文氏の3氏は任期満了により退任いたしました。なお、当社は2020年6月より役付執行役員制度を導入しており、足立昭仁氏、宇佐美俊哉氏は執行役員として業務執行を担っております。
- ②2020年6月26日開催の第91回定時株主総会において、藤田典之氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

②当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
井上 哲也	専務取締役 CSR・営業・海外事業担当 兼東京支店管掌	常務取締役 CSR・営業・海外事業担当 兼東京支店管掌	2020年4月1日
太田 光治	常務取締役 技術開発本部担当 兼鴻池事業所所長	常務取締役 技術担当兼鴻池事業所所長 兼情報システム部部長	2020年4月1日
飯塚 正志	常務取締役 経営企画本部担当	常務取締役 経営企画本部部長	2020年4月1日
船越 俊之	常務取締役 人事総務本部担当 兼熱交換器事業本部担当	取締役 人事・熱交換器事業本部担当	2020年4月1日
足立 昭仁	取締役 プロセスエンジニアリング事業本部担当 兼技術開発本部部長 兼情報システム部部長	取締役 プロセスエンジニアリング事業本部部長 兼青梅事業所管掌 兼九州支店管掌	2020年4月1日
竹下 好和	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役社長	2020年6月26日
井上 哲也	取締役専務執行役員 CSR・営業・海外事業担当 兼東京支店管掌	専務取締役 CSR・営業・海外事業担当 兼東京支店管掌	2020年6月26日
太田 光治	取締役常務執行役員 技術開発担当 兼鴻池事業所所長	常務取締役 技術開発本部担当 兼鴻池事業所所長	2020年6月26日
飯塚 正志	取締役常務執行役員 経営企画担当	常務取締役 経営企画本部担当	2020年6月26日
船越 俊之	取締役常務執行役員 人事総務担当	常務取締役 人事総務本部担当 兼熱交換器事業本部担当	2020年6月26日

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

③当事業年度後の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
井上 哲也	取締役 専務執行役員 CSR・海外営業・海外事業担当	取締役 専務執行役員 CSR・営業・海外事業担当 兼 東京支店管掌	2021年4月1日
船越 俊之	取締役 常務執行役員 人事総務担当 兼 東京支店管掌	取締役 常務執行役員 人事総務担当	2021年4月1日

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれが高い額であります。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び管理職従業員などであり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った場合には填補の対象としないこととしております。

⑥取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役員報酬規定に基づき、個別の取締役への報酬については取締役会で一任を受けた代表取締役社長が決定し、個別の監査役への報酬については監査役の協議により決定することとしております。役員報酬は、役員本俸、役付手当及び役員手当に区分し、役員報酬規定に定める係数及び前年度の経営成

績を考慮して固定報酬として算出しております。これにより、一時の業績のみで報酬が決定されないことで、長期的な観点からの経営陣の計画・判断ができると考えております。なお、当社は、業績連動報酬及び非金銭報酬は採用していません。

取締役の報酬の支払時期は、上記により決定された報酬等を取締役の任期中に月額報酬を毎月、賞与相当分を6月及び12月に支払うこととしております。

なお、当社は2021年5月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、監査等委員でない取締役の報酬等の額を設定するとともに、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、取締役の報酬等の額の変更及び本制度に関する議案を、2021年6月25日開催の第92回定時株主総会に付議することといたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が役員報酬規定と整合していることを確認しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	182百万円 (7百万円)	182百万円 (7百万円)	(-) -	(-) -	9 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	20百万円 (5百万円)	20百万円 (5百万円)	(-) -	(-) -	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	202百万円 (13百万円)	202百万円 (13百万円)	(-) -	(-) -	13 (5)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役0名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は業績連動報酬、非金銭報酬を導入していません。詳細は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において、年額240百万円以内（但し、使用人分給与含まず）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
6. 取締役会は、代表取締役竹下好和に対し各取締役の報酬額を役員報酬規定に基づき決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑦社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	当社と兼職先との関係
取締役	水元 公二	当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席いたしました。大企業の副社長として会社経営に携わった経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、客観的・実践的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
取締役	角野 佑子	当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席いたしました。弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、法律の専門家の立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
監査役	仲井 晃	当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、また監査役会11回すべてに出席いたしました。弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、法律の専門家の立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
監査役	藤田 典之	2020年6月26日就任後に開催された取締役会9回すべてに出席し、また監査役会9回すべてに出席いたしました。税務官として国税調査官や税務署長を歴任された経験、税理士としての豊富な知識を有し、会社社長として経営にも携わっております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、会計・税務の専門家の立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

27百万円

ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27百万円

(注) 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることにいたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は「株主の権利」「株主の平等性」「コーポレートガバナンスにおけるステークホルダーとの関係」「情報開示と透明性」「取締役会・監査役（会）等の役割」の5つの基本的な機能にあることを十分に認識し、企業価値のより一層の向上を目指すことと、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制と数あるステークホルダーの中で株主の皆様に比重を置く「公正な経営システム」を構築・維持することを最重要施策として位置付けております。

そのため、更なるコンプライアンス経営の徹底、内部統制システムの充実とコーポレートガバナンス体制の構築を推進しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制・システム（以下、「内部統制」という）を整備し、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

①定義・目的

- (a) 「内部統制」とは、①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性の確保、③法令・定款等の遵守、④資産の保全の目的を実現するための、統制環境・リスク評価と分析・統制手段・情報の伝達・監視活動・ITの活用を構成要素として、当社において定め、且つ、当社の社員等（「社員等」には、当社及び当社子会社の正社員、取締役・監査役等の役員、契約社員、限定社員、派遣社員等を含む。）によって履践されるべき、当社の全ての業務に組み込まれたプロセス及びプロセスを包含する体制全体の総称とする。
- (b) 本基本方針は、以下の内部統制の体制整備によりコンプライアンス経営を実現できるガバナンス体制の構築、C S R（Corporate Social Responsibility）経営を実現することを目的とする。

②当社及び当社子会社の取締役その他の社員等の業務・職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- (a) 『行動憲章』をはじめとするコンプライアンス体制にかかる諸規定を社員等が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (b) 行動規範の徹底を図るため、リスク管理委員会を設け、コンプライアンス違反を含むリスク全般を横断的に統括する。

リスク管理委員会は定期的にコンプライアンスに関わるアセスメントを実施し、継続的な対策を推進すると共に、これらの活動を定期的にCSR会議及び監査役会に報告する。また、CSR推進室は社員等へのコンプライアンスに関する啓発を企画立案する。

- (c) 取締役及び本部長職・本社部長職は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (d) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況について適宜内部監査を行い、その改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (e) 法令等疑義のある行為等についての正規の直接情報提供・収集手段として社内通報制度(ホットライン)を設置・運営し、同時に公益通報者保護を図るものとする。
- (f) 子会社を含むグループ全体の経営管理を行うため、関係会社管理規程を整備し、グループでのコンプライアンス上重要な事項は当社の取締役会等で報告・決議する。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 法令及び社内規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、一括して単に「文書」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を読覧できるものとする。
- (b) 前項の対象文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営企画会議議事録、その他代表取締役社長の特命により設置した会議体の議事録・協議書、取締役を最終決裁者とする稟議書、会計帳簿・計算書類・出入金等会計伝票・税務申告書、重要な契約書、官公庁・証券取引所等の公的機関に提出した書類の写し、並びに株券等の売買届出書とする。

④当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理委員会を設け、リスク全般を横断的に統括する。
- (b) リスク管理委員会は、定期的にアセスメントを実施し、当社が持続的に事業を営む上でのリスクを事前に把握し、継続的な対策を取る。また、これらの活動を定期的にCSR会議及び監査役会に報告する。
- (c) 内部監査部門は、リスク管理の状況について適宜内部監査を行い、その改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (d) 当社の事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を整備する。
- (e) 関係会社管理規程に従い、子会社のリスク管理体制を整備する。
- (f) 内部統制を含むCSRに関する社員等への研修・啓発を適時行う。

⑤当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理体制により取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (a) 職務権限・意思決定ルールの方策
- (b) 社内取締役を構成員とする経営企画会議の設置
- (c) 取締役会による年度事業（経営）計画・中期事業（経営）計画（以下、一括して単に「計画」という）の方策、方策した計画に基づく各事業部門の業績目標と予算案の方策（承認は取締役会）、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施、各事業部門からの定例報告のレビュー及び改善策の実施

⑥当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等はその職務の執行状況について子会社を担当する当社の取締役を通じ経営企画会議等で定期的に報告を行う。また、担当する当社の取締役は子会社の取締役等からの報告事項について適宜意見を述べる等、子会社の職務執行について監督する。

⑦当社の監査役がその職務を補助すべき者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項及びその者の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助者に対する監査役の方策の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役から要請がある際には、会計に精通した人材の配置を配慮する。
- (b) 当該者の人事異動・人事評価・懲戒等は、全て事前に監査役会の承認を要するものとする。

⑧当社の監査役への報告に関する体制

(a) 当社の取締役及び社員等が当社の監査役に報告するための体制

- i) 監査役に報告すべき事項は、監査役出席の会議（取締役会・経営企画会議）を除き、月次の経営状況として重要な事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、社内通報制度による通報状況・内容、その他CSRMマネジメント規則に定める諸事項とし、その他の事項の方策報告が必要な場合には監査役の方策として取締役会で協議の上決定する。
- ii) 社員等は、上司への報告・相談、社内通報の正規のルート以外でも、監査役に適宜直接報告を行うことができるものとする。

(b) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等又はこれらの者から報告を受けた者においては、(a)の体制により監査役への報告を行う。

(c) (b)の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告をした者は社員等からいかなる不利益をも受けない権利を有するものとし、社員等は報告をした者に対して通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

(d) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用また債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に必要な専門家への調査、鑑定その他事務委託費及び旅費等の監査費用は効率性、適切性に留意し請求される。

⑨その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して、必要に応じて弁護士・公認会計士等への監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその環境整備

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取り組み、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。

反社会的勢力排除に向け、警察当局、企業防衛協議会等の関係機関と連携し、反社会的勢力の情報及び動向を収集する体制を構築するとともに、社内外での諸研修等を通じて、反社会的勢力への対応についての教育、研修を実施する。

⑪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(a) 重要な会議の開催状況について

当社は取締役が出席する経営企画会議を設置し、定期的で開催しております。当該会議では、当社及び当社子会社における業務の適正を確保するため、業務上判断が必要となる施策の検討や規程の承認等中長期的な視点に立った協議を行っております。

(b) リスクマネジメント体制について

当社では、リスクマネジメントを推進するため、事業継続計画（BCP）や情報システム、雇用・人材・各種業務に係る事業リスクをチェックし、定期的にはリスク管理委員会へ報告しております。収集された情報は、CSR会議にて確認し、課題対応等について適宜指示する体制を取っております。

(c) コンプライアンス体制について

当社では、行動規範を定め、リスク管理委員会により法令遵守の状況の確認を行うとともに、法令や社会規範等の改正等に関する情報共有に努めております。

(d) 監査役の業務の適正を確保する体制への関わりの状況について

当社では、常勤監査役が社内の重要な会議に積極的に出席し、業務の適正を確認する機会を得ております。また、コンプライアンス上の問題やリスク要因となりうる情報を直接受け取ることができる社内通報制度を設置し運用を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の資本政策につきましては、株主の皆様へ継続的及び安定的な利益還元を努め、強固な財務基盤を確保するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、戦略的投資をバランス良く考慮することを基本方針といたします。

当社は、連結株主資本利益率（ROE）を株主価値向上にかかわる重要な指標として捉えております。中長期的な視点に立ち、効率的な資本政策を実行し資本コストを上回るROEを目指すことで、株主価値向上に努めてまいります。

当社の利益配分につきましては、全てのステークホルダーの皆様に対し「公平」且つ「公正」を念頭に置きつつ、財務体質と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益の還元を利益配分の基本方針としています。具体的には、内部留保とのバランスを考慮しつつ、連結純資産及び連結業績の状況を勘案し、連結純資産配当率（DOE）1.5%以上を目途に継続的・安定的な配当に努めます。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本的な方針としております。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

また、自己株式取得につきましては、必要な内部留保の水準を考慮しつつ、経営環境の変化、株価の動向及び財務状況等を勘案のうえ、弾力的・機動的に対処してまいります。

以上の方針に従い、当期の期末配当につきましては、1株当たり15円といたしました。なお、年間配当は、1株当たり30円となりました。

次期の配当につきましては、上記の方針を勘案し1株当たり30円（予想DOE1.6%、配当性向63.9%）とさせていただきます。予定であります。

（1株当たり中間配当15円、期末配当15円）

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	32,597	流 動 負 債	9,306
現金及び預金	15,115	支払手形及び買掛金	2,695
受取手形及び売掛金	7,581	電子記録債務	1,516
電子記録債権	1,956	1年内返済予定の長期借入金	3
商品及び製品	2,299	未払法人税等	256
仕掛品	4,155	製品保証引当金	157
原材料及び貯蔵品	1,202	賞与引当金	686
その他	300	その他	3,989
貸倒引当金	△15	固 定 負 債	2,558
固 定 資 産	32,603	長期借入金	6
有形固定資産	14,863	繰延税金負債	2,342
建物及び構築物	6,362	退職給付に係る負債	117
機械装置及び運搬具	1,642	その他	92
土地	5,770	負 債 合 計	11,865
建設仮勘定	578	純 資 産 の 部	
その他	509	株 主 資 本	47,210
無形固定資産	615	資本金	4,150
ソフトウェア	306	資本剰余金	8,820
のれん	123	利益剰余金	38,231
その他	184	自己株式	△3,990
投資その他の資産	17,124	その他の包括利益累計額	5,993
投資有価証券	13,637	その他有価証券評価差額金	5,863
退職給付に係る資産	736	繰延ヘッジ損益	△1
その他	2,751	為替換算調整勘定	△12
貸倒引当金	△0	退職給付に係る調整累計額	143
資 産 合 計	65,200	非 支 配 株 主 持 分	130
		純 資 産 合 計	53,335
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	65,200

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,437
売上原価	22,204
販売費及び一般管理費	6,233
営業利益	4,824
営業外収益	1,409
受取利息	12
受取配当金	296
持分法による投資利益	41
為替差益	6
その他	36
営業外費用	392
支払利息	0
有形資産売却損	1
固定資産維持費用	31
その他	3
経常利益	36
特別利益	1,765
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	41
特別損失	42
固定資産除売却損失	0
減損損失	30
災害関連費用	26
税金等調整前当期純利益	57
法人税、住民税及び事業税	1,750
法人税等調整額	469
当期純利益	66
非支配株主に帰属する当期純利益	536
親会社株主に帰属する当期純利益	1,213
	1
	1,212

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,890	流 動 負 債	7,358
現金及び預金	13,230	支払手形	0
受取手形	1,263	電子記録債権	1,516
電子記録債権	1,847	買掛金	2,196
売掛金	5,354	リース債権	4
商品及び製品	2,125	未払費用	387
仕掛品	2,924	未払法人税等	554
原材料及び貯蔵品	878	前払消費税	123
短期貸付金	50	前受り金	1,573
その他の金	216	製品保証引当金	92
貸倒引当金	△0	賞与引当金	132
固 定 資 産	33,683	その他の引当金	602
有 形 固 定 資 産	11,832	繰上債	173
建築物	5,761	繰上債	2,098
構築物	66	繰上債	11
機械及び装置	1,029	繰上債	2,011
車両運搬具	23	繰上債	56
工具、器具及び備品	451	繰上債	19
土地	3,923	負 債 合 計	9,457
リース資産	14	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	562	株 主 資 本	46,293
無 形 固 定 資 産	408	資本	4,150
ソフトウェア	300	資本剰余金	8,814
その他の	107	資本準備金	5,432
投資その他の資産	21,442	その他の資本剰余金	3,381
投資有価証券	13,175	利 益 剰 余 金	37,319
関係会社株式	4,637	利益準備金	1,037
関係会社長期貸付金	500	その他の利益剰余金	36,282
前払年金費用	528	配当準備積立金	200
その他の	2,638	固定資産圧縮積立金	71
貸倒引当金	△38	別途積立金	18,500
資 産 合 計	61,573	繰越利益剰余金	17,510
		自 己 株 式	△3,990
		評価・換算差額等	5,822
		その他有価証券評価差額金	5,823
		繰延ヘッジ損益	△1
		純 資 産 合 計	52,116
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	61,573

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	24,685
売上原価	19,650
売上総利益	5,034
販売費及び一般管理費	3,924
営業利益	1,110
営業外収益	
受取利息	6
有価証券利息	0
受取配当金	303
その他	65
営業外費用	
支払利息	0
売却損	1
為替差損	11
その他	72
経常利益	1,401
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	41
特別損失	
固定資産除売却損	0
関係会社出資金評価損	26
貸倒引当金繰入額	37
災害関連費用	26
税引前当期純利益	1,350
法人税、住民税及び事業税	329
法人税等調整額	85
当期純利益	935

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社日阪製作所
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 高 木 勇 (印)

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 沖 聡 (印)

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日阪製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日阪製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表2. 会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2018年3月30日公表分）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社日阪製作所
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 高 木 勇 (印)

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 沖 聡 (印)

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日阪製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表2. 会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2018年3月30日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2018年3月30日公表分）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている株式会社及び子会社の取締役その他の使用人等の業務・職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制、その他株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社日阪製作所	監査役会
常勤監査役 中 道	貢 ㊟
社外監査役 仲 井	晃 ㊟
社外監査役 藤 田	典 之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の迅速な意思決定を実現するとともに、取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに持続的な企業価値の拡大を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 上記変更に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。
- ③ なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 ＜条文省略＞</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 ＜条文省略＞</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 ＜現行どおり＞</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 ＜削除＞ (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 ＜現行どおり＞</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>第19条 (員数) 1. 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、10名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第20条（選任方法）</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3.</p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p> <p>第21条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p>	<p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条（選任方法）</p> <p>1. <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～3.</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p> <p>第21条（任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p style="text-align: center;"><現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） <条文省略></p> <p>第26条（議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第27条（取締役会規則） <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条（監査等委員会の招集通知）</p> <p>1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第27条（取締役への委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条（取締役会規則） <現行どおり></p> <p>第29条（監査等委員会規則） <u>当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条（取締役の責任免除） <条文省略></p> <p><新設></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（員数） 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第31条（選任方法） 1. 当会社の監査役は、株主総会でこれを選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第32条（任期） 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第30条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条（取締役の責任免除） <現行どおり></p> <p>第32条（執行役員） 1. <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p><削除> <削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	
<p><u>第33条（常勤監査役）</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>
<p><u>第34条（監査役会の招集通知）</u> 1. 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><削除></p>
<p><u>第35条（議事録）</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</p>	<p><削除></p>
<p><u>第36条（監査役会規則）</u> 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p><削除></p>
<p><u>第37条（報酬等）</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p><u>第38条（監査役の責任免除）</u> 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p><削除></p>

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p data-bbox="223 173 746 374">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p data-bbox="390 405 541 435">第6章 計算</p> <p data-bbox="223 465 541 526">第39条～第42条 <条文省略></p> <p data-bbox="420 556 511 586"><新設></p>	<p data-bbox="964 405 1115 435">第5章 計算</p> <p data-bbox="798 465 1115 526">第33条～第36条 <現行どおり></p> <p data-bbox="798 556 1316 934"> <u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. <u>当社は、第92回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>第92回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u> </p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな氏名	当社における地位及び担当
1	再任 たけした よしかず 竹 下 好 和	代表取締役社長 社長執行役員
2	再任 いのうえ てつや 井 上 哲 也	取締役 専務執行役員 CSR・海外営業・海外事業担当
3	再任 おおた こうじ 太 田 光 治	取締役 常務執行役員 技術開発担当兼鴻池事業所所長
4	再任 いいづか ただし 飯 塚 正 志	取締役 常務執行役員 経営企画担当
5	再任 ふなこし としゆき 船 越 俊 之	取締役 常務執行役員 人事総務担当兼東京支店管掌
6	再任 みずもと こうじ 水 元 公 二	独立役員 社外取締役候補者
7	再任 つの ゆうこ 角 野 佑 子	独立役員 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>たけ した よし かず 竹下好和 (1957年11月4日生)</p>	<p>1981年3月 当社入社</p> <p>2012年3月 当社生活産業機器事業本部(現:プロセスエンジニアリング事業本部) 製造部部长</p> <p>2014年3月 当社生活産業機器事業本部 本部长</p> <p>2014年6月 当社取締役生活産業機器事業本部 本部长</p> <p>2015年10月 当社取締役生活産業機器事業本部 本部长兼九州支店管掌</p> <p>2016年4月 当社常務取締役財務・経営戦略担当</p> <p>2017年4月 当社代表取締役社長</p> <p>2020年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員、現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 竹下好和氏は、主に染色仕上機器の営業で豊富な知識と経験を有しており、取締役就任後は生活産業機器事業本部(現:プロセスエンジニアリング事業本部) 本部长、財務・経営戦略担当を歴任しました。2017年からは代表取締役社長として中期経営計画の達成に向けて強いリーダーシップを発揮し、当社の発展に尽力しております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	15,300株
2	<p>再任</p> <p>いの うえ てつ や 井上哲也 (1959年2月16日生)</p>	<p>1982年3月 当社入社</p> <p>2014年4月 日阪(中国)機械科技有限公司 総経理</p> <p>2015年3月 当社経営戦略部部长(海外担当)</p> <p>2015年6月 当社取締役営業担当</p> <p>2017年4月 当社取締役営業・プロセスエンジニアリング事業本部担当兼東京支店管掌兼CSR推進室室長</p> <p>2018年4月 当社常務取締役CSR・営業・海外事業・プロセスエンジニアリング事業本部担当兼東京支店管掌</p> <p>2018年6月 当社常務取締役CSR・営業・海外事業担当兼東京支店管掌</p> <p>2020年4月 当社専務取締役CSR・営業・海外事業担当兼東京支店管掌</p> <p>2020年6月 当社取締役専務執行役員CSR・営業・海外事業担当兼東京支店管掌</p> <p>2021年4月 当社取締役専務執行役員CSR・海外営業・海外事業担当、現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 日阪(中国)機械科技有限公司 董事長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 井上哲也氏は、食品機器の営業や中国事業で豊富な知識と経験を有しており、取締役就任後は、プロセスエンジニアリング事業、海外事業、全社の営業活動、CSRを統括するなど、当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	10,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	<p>再任</p> <p>おお た こう じ 太田光治 (1958年5月11日生)</p>	<p>1982年3月 当社入社</p> <p>2012年3月 当社バルブ事業本部設計開発部部长</p> <p>2014年3月 当社バルブ事業本部本部长</p> <p>2015年10月 当社バルブ事業本部本部长兼北九州支店管掌</p> <p>2016年4月 当社執行役員バルブ事業本部本部长兼技術部部长兼北九州支店管掌</p> <p>2016年6月 当社取締役バルブ事業本部本部长兼技術部部长兼北九州支店管掌</p> <p>2018年4月 当社取締役バルブ事業本部・技術部担当兼情報システム部部长</p> <p>2019年4月 当社常務取締役技術・バルブ事業本部担当兼鴻池事業所所長兼情報システム部部长</p> <p>2019年6月 当社常務取締役技術担当兼鴻池事業所所長兼情報システム部部长</p> <p>2020年4月 当社常務取締役技術開発本部担当兼鴻池事業所所長</p> <p>2020年6月 当社取締役常務執行役員技術開発担当兼鴻池事業所所長、現在に至る</p>	9,400株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>太田光治氏は、主にバルブの開発、営業で豊富な知識と経験を有しており、取締役就任後はバルブ事業本部本部长、技術部部长、情報システム部部长を歴任しました。現在は技術開発担当、鴻池事業所所長として当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>いい づか ただ し 飯塚正志 (1958年2月6日生)</p>	<p>1981年4月 野村證券株式会社入社</p> <p>2011年4月 当社入社</p> <p>2013年3月 当社経営戦略室室長</p> <p>2015年3月 当社経営戦略部部长</p> <p>2016年4月 当社執行役員経営戦略部部长</p> <p>2017年4月 当社執行役員経営企画本部本部长兼経営戦略部部长</p> <p>2017年6月 当社取締役経営企画本部本部长兼経営戦略部部长</p> <p>2018年4月 当社取締役経営企画本部本部长兼経営戦略部部长兼未来事業推進部部长</p> <p>2019年4月 当社常務取締役経営企画本部本部长</p> <p>2020年4月 当社常務取締役経営企画部担当</p> <p>2020年6月 当社取締役常務執行役員経営企画担当、現在に至る</p>	5,600株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>飯塚正志氏は、証券会社に長年勤務し、経営や金融に関する豊富な知識と経験を有しております。当社入社後は主に経営戦略を担当し、取締役就任後は経営企画本部本部长、経営戦略部部长、未来事業推進部部长を歴任しました。現在は経営企画担当として当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	<p>再任</p> <p>ふな こし とし ゆき 船越俊之 (1958年9月15日生)</p>	<p>1981年3月 当社入社 2009年3月 当社熱交換器事業本部製造部部长 2013年3月 当社経営管理部部长 2014年3月 当社経営管理部部长兼人間部部长 2014年6月 当社取締役経営管理部部长兼人間部部长 2015年3月 当社取締役熱交換器事業本部本部长 2017年4月 当社取締役事業所所长 2018年4月 当社取締役事業所所长兼社長特命事項担当 2019年4月 当社取締役人事・熱交換器事業本部担当 2020年4月 当社常務取締役人事総務本部・熱交換器事業本部担当 2020年6月 当社取締役常務執行役員人事総務担当 2021年4月 当社取締役常務執行役員人事総務担当兼東京支店管掌、現在に至る</p>	12,600株
<p>(取締役候補者とした理由) 船越俊之氏は、熱交換器の営業、生産管理、安全管理で豊富な知識と経験を有しており、取締役就任後は経営管理部部長、人間部部长、熱交換器事業本部本部长、事業所所长を歴任しました。現在は人事総務担当、東京支店管掌として当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定などの役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
6	<p>再任</p> <p>独立役員</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>みず もと こう じ 水元公二 (1954年11月3日生)</p>	<p>1978年4月 日新製鋼株式会社(現:日本製鉄株式会社)入社 2001年6月 同社経営企画部長 2005年4月 同社執行役員販売総括部長 2007年4月 同社執行役員人事部長 2009年4月 同社常務執行役員人事部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社取締役常務執行役員 日新製鋼(上海)鋼鉄商貿有限公司董事長 2012年6月 同社常務執行役員 2014年4月 同社副社長執行役員 CFO(財務担当最高責任者) 2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員 CFO 2017年4月 同社取締役(社長付) 2017年6月 同社常任顧問 2018年6月 同社顧問 2019年6月 当社取締役、現在に至る 2020年8月 東洋電機製造株式会社取締役(社外)、現在に至る (重要な兼職の状況) 東洋電機製造株式会社取締役(社外)</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 水元公二氏は、日新製鋼株式会社(現:日本製鉄株式会社)の代表取締役副社長執行役員として会社経営に携わってこられた経歴を活かし、当社取締役就任後は、客観的・実践的な立場から当社の経営に対する助言や適切な監督を行っていただいております。今後も引き続き当該知見を活かして当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外取締役候補者</div> の 角野 佑子 (1981年11月10日生)	2008年12月 最高裁判所司法研修所修了(61期) 愛知県弁護士会登録 2009年 8月 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律事務所入所、現在に至る 2012年 4月 知的財産法実務研究会所属、現在に至る 2012年 6月 日本商標協会関西支部幹事、現在に至る 2016年 6月 貝塚市個人情報保護及び情報公開審査委員、 現在に至る 2017年 4月 大阪弁護士会知的財産法委員会・交通事故委員会所属、現在に至る 2017年 9月 関西学院大学総合政策学部講師、現在に至る 2019年 6月 当社取締役、現在に至る	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 角野佑子氏は弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有しており、当社取締役就任後は、客観的・専門的な立場から当社の経営に対する助言や適切な監督を行っていただいております。今後も引き続き当該知見を活かして当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者としたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水元公二氏及び角野佑子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 水元公二氏及び角野佑子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合、継続して両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社では、「独立社外役員独立性基準」を定めております。
(当社ウェブサイト (https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html))
本議案における社外取締役候補者はいずれもこの基準を満たしております。
5. 水元公二氏及び角野佑子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社と社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、水元公二氏及び角野佑子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
 会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、当該契約締結後の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのい

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

ずれか高い額となります。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告20頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	新任 なか みち みつぐ 中道 貢 (1955年10月6日生)	1980年3月 当社入社 2008年3月 当社バルブ事業本部品質保証室室長 2017年4月 当社監査役付 2017年6月 当社監査役、現在に至る	9,400株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 中道貢氏は、当社の事業運営に携わった経験を有するほか、品質保証室室長として製品品質に係る内部監査業務も長く経験しております。監査役就任後はこれらの経歴に基づく見識を活かし監査役としての職務を適切に遂行しております。今後も当社の健全性確保に貢献し得る人材であると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。		
2	新任 独立役員 社外取締役候補者 なか い あきら 仲井 晃 (1980年11月21日生)	2005年4月 司法研修所(第59期司法修習生) 2006年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 2011年3月 金杜法律事務所上海事務所研修生 2012年1月 台北理律法律事務所、香港ヘンリー・ワイ法律事務所研修生 2013年1月 弁護士法人淀屋橋・山上合同復帰、現在に至る 2015年4月 神戸大学大学院法学研究科非常勤講師、現在に至る 2016年6月 当社監査役、現在に至る 2020年12月 AvanStrate株式会社社外監査役、現在に至る	一株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 仲井晃氏は弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有しており、当社監査役就任後は独立的・公正的な立場からの的確な監査を行っていただいております。今後も引き続き、当社の健全性確保に貢献し得る人材であると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況))	所有する当社の株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外取締役候補者</div> ふじ た のり ゆき 藤田典之 (1958年8月26日生)	1981年4月 財団法人国際見本市協会入会 1985年4月 国税庁入庁 2014年7月 宮津税務署署長 2015年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 2018年7月 芦屋税務署署長 2019年8月 税理士登録 2019年8月 藤田典之税理士事務所開業、現在に至る 2020年6月 当社監査役、現在に至る 2021年3月 株式会社マックブレーション代表取締役社長、現在に至る (重要な兼職の状況) 藤田典之税理士事務所代表、株式会社マックブレーション代表取締役社長	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 藤田典之氏は、税務官として国税調査官や税務署署長を歴任され、退官後は税理士、会社社長としてご活動されております。当社監査役就任後は財務・税務・会計に関する相当程度の知見を活かし、独立的・公正な立場から監査を行っていただいております。今後も当社の健全性確保に貢献し得る人材であると期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、いずれも社外取締役候補者です。
3. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が選任された場合、継続して両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社では、「独立社外役員独立性基準」を定めております。
(当社ウェブサイト (https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html))
本議案における社外取締役候補者はいずれもこの基準を満たしております。
5. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって仲井晃氏が5年、藤田典之氏が1年となります。
6. 当社と監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、監査等委員である取締役として有用な人材を迎えることができるよう、監査等委員である取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、中道貢氏、仲井晃氏及び藤田典之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏が選任された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、当該契約締結後の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのい

ずれか高い額となります。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告20頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
独立役員 社外取締役候補者	2010年2月 税理士登録 山内俊之税理士事務所開業、現在に至る	一株
やま うち とし ゆき 山 内 俊 之 (1965年3月3日生)	(重要な兼職の状況) 山内俊之税理士事務所代表	
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山内俊之氏は、税理士としての専門的知識・経験を通じて、税務・財務・会計に関する相当程度の知見を有し、監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立的な立場からの確かな監査を行っていただけると期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、職務を適切に遂行していただけると判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山内俊之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役に選任するものであります。
3. 山内俊之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社では、「独立社外役員独立性基準」を定めております。
(当社ウェブサイト (https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html))
本議案における候補者はこの基準を満たしております。

5. 山内俊之氏の選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

6. 当社と候補者との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、山内俊之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、当該契約締結後の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告20頁に記載のとおりです。山内俊之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第77回定時株主総会において、年額240百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額270百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会への審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案が承認可決された場合には事業報告20ページに記載しております取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行に伴う第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」をご承認いただきますと、年額270百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記第5号議案の報酬等の額とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額70百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了又は死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了又は死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上および経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本とする。

報酬の水準は、同業他社や同規模企業の支給水準、業績との連動性、従業員の賃金水準等を総合的に勘案して決定する。

業務執行を担当する取締役(以下、社内取締役という)の役員報酬は、短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指す。

業務執行を担当しない社外取締役(以下、社外取締役という)および監査等委員である取締役(以下、監査等委員という)の役員報酬は、企業業績に左右されずに経営陣の職務内容を監査・監督する立場を考慮して、金銭固定報酬のみで構成し、業績連動報酬および株式報酬は支給しない。

なお取締役に対して、退職金は支給しない。

2. 取締役報酬制度の概要

1) 役員区分

報酬は、社内取締役、社外取締役、監査等委員の別に定める。

2) 社内取締役の役員報酬構成・報酬構成比率

i) 役員報酬構成

①金銭報酬

金銭報酬は役位に応じて決定され、①基本執務報酬、②基本業績報酬、③業績連動報酬で構成する。②の基本業績報酬は連結経常利益を指標とし、③の業績連動報酬は親会社株主に帰属する連結当期純利益を指標として決定される。

②株式報酬

株式報酬は、譲渡制限付株式を付与する。付与数は役位に応じて決定するものとする。

ii) 役員報酬の構成比率

報酬総額に占める報酬割合(使用人兼務取締役の使用人部分の報酬を除く)は、業績および株価により変動するが、概ね、①金銭報酬(基本執務報酬:50%、変動金銭報酬(基本業績報酬および業績連動報酬):35%)、②株式報酬:15%とする。

3) 社外取締役および監査等委員の役員報酬

①金銭報酬

金銭報酬は、基本報酬として金銭固定報酬のみ支給し、業績連動報酬は支給しない。

②株式報酬

株式報酬は支給しない。

③役員報酬の構成比率

報酬総額に占める基本執務報酬(固定金銭報酬)の報酬割合は100%とする。

4) 役員報酬の決定方法

①社内取締役の役員報酬

報酬は、指名・報酬委員会の諮問を経て、定時株主総会終了後の取締役会で決議する。

②社外取締役の役員報酬

報酬は、指名・報酬委員会の諮問を経て、定時株主総会終了後の取締役会で決議する。

③監査等委員の役員報酬

報酬は、監査等委員会における協議により決定し、定時株主総会終了後の取締役会に報告する。

5) 報酬限度額

①社内取締役および社外取締役の金銭報酬限度額

報酬は、定時株主総会において決議された限度枠内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）で支給する。

②社内取締役の株式報酬限度額および株式報酬限度株数

株式報酬額および付与株式は、定時株主総会において決議された限度枠内で支給・付与をする。

③監査等委員の報酬限度額

報酬は、定時株主総会において決議された限度枠内で支給する。

以上

招集し通知

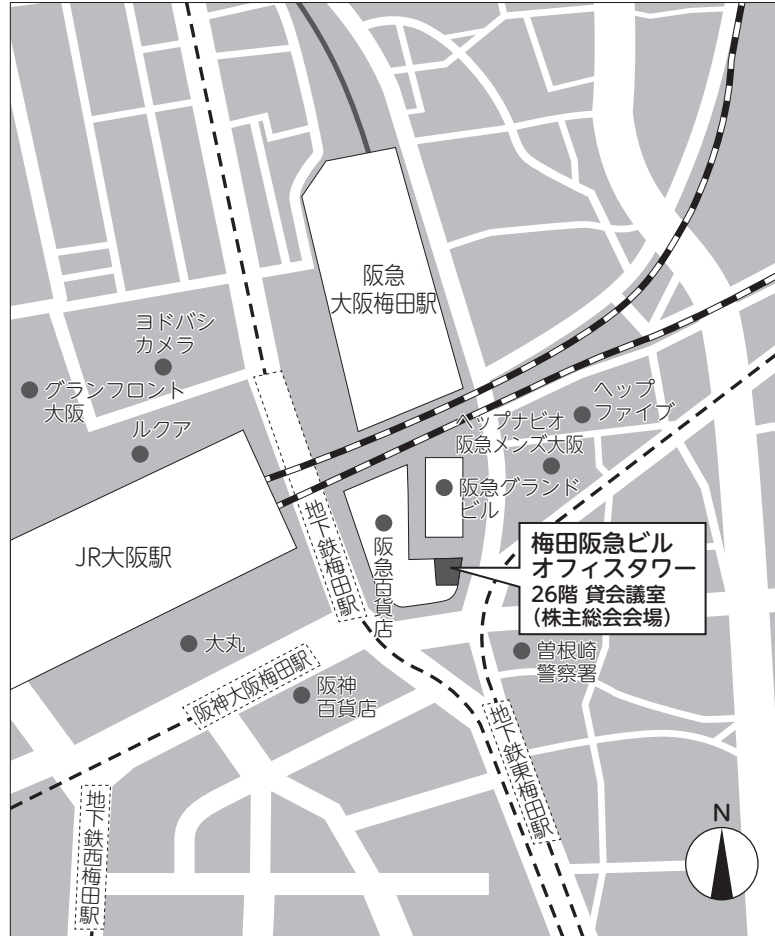
事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図



※会場が昨年と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。
※貸会議室へは、ビル1階シャトルエレベーターで15階スカイロビーまでお上がりいただき、オフィス用エレベーターに乗り換え、26階でお降りください。

会場 大阪市北区角田町8番1号
梅田阪急ビルオフィスタワー26階 貸会議室
交通 阪急 大阪梅田駅より 徒歩約5分
阪神 大阪梅田駅より 徒歩約3分
JR 大阪駅より 徒歩約5分
地下鉄御堂筋線 梅田駅より 徒歩約3分
地下鉄谷町線 東梅田駅より 徒歩約3分
地下鉄四つ橋線 西梅田駅より 徒歩約6分